



石運輸第68号の2
石運整第84号の2
平成27年 5月20日

貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局 石川運輸支局長



国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルの改訂について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し（平成27年5月12日付け北信交貨第18号、北信技保第21号）のとおり通達がありましたので、了知されるとともに従業員に対して引き続き指導を行っていただくようお願いします。

北信交貨第 18 号
北信技保第 21 号
平成 27 年 5 月 12 日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
(公印省略)

国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルの改訂について

標記について、自動車局長から別紙写し（平成 27 年 4 月 28 日付け国自安第 10 号の 2）のとおり通知があったので、了知されるとともに、関係事業者に対し引き続き指導されたい。





国自安第 10 号の 2
平成 27 年 4 月 28 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

国 土 交 通 省 自 動 車 局 長

国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルの改訂について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので了知するとともに、関係事業者に対し引き続き指導されたい。

【別 添】

国 自 安 第 1 0 号

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

一般社団法人日本船主協会会長 殿
一般社団法人日本港運協会会長 殿
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会会長 殿
一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿
一般社団法人日本貿易会会長 殿
外 国 船 舶 協 会 会 長 殿
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会会長 殿
全国港湾労働組合連合会中央執行委員長 殿
全日本港湾労働組合中央執行委員長 殿
日本海運貨物取扱業会会長 殿
日 本 商 工 会 議 所 会 頭 殿

国 土 交 通 省 自 動 車 局 長

国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルの改訂について

国際海上コンテナは、効率的な海陸複合一貫輸送が可能であることから、現在、国際物流の中心的地位を占めており、また我が国の物流においても、その重要性はますます高まっております。しかしながら、国際海上コンテナの自動車運送については、速度超過や緊締装置／ツイストロック不備といった貨物自動車の運転等に起因する事故の問題のほか、封印状態で運送されるという特殊性により、運転者がコンテナ内貨物の重量、品目、積付けに関する情報を十分に把握できない上、安全上問題のあるコンテナが見つかった場合でも現場の作業員や運転者のみの判断で対応することは難しいため、現場対応に関する関係者間で情報伝達が行われることが望まれています。

このため、平成 1 7 年 1 2 月に国土交通省等は「国際海上コンテナの陸上における安全輸送WG」において、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を作成し、平成 2 5 年 6 月にては「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全輸送会議」において、同ガイドラインの一部を改訂するとともに、同ガイドラインの詳細の取組事項を記した「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を策定しました。

今般、国際海上コンテナの陸上運送の安全確保のために、重量超過や偏荷重等の不